

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（苫小牧港）

（以下、変更がない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、<u>通知</u>又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p>
<p>第4条第1項 （5）<u>作製年月日</u>、委託者の氏名又は商号及び住所 第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り、前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第1項 （5）<u>作成年月日</u>、委託者の氏名又は商号及び住所 第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り、前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、特別の注意又は特別の取</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、特別の注意又は特別の取</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼす恐れのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、正当な事情があるときできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため、委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第7条第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他<u>並びに</u>他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようにな</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼす恐れのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、正当な事情があるときできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため、委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第7条第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他<u>の損害並びに</u>他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようにな</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>った場合又はその恐れがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>た場合又はその恐れがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに<u>明記</u>し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産<u>又は</u>人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに<u>通知</u>し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、<u>又は</u>人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第10条1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐えられるように</u>荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第10条1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐えるように</u>荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第11条 当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一</p>	<p>第11条 当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一</p>

【新旧対照表】

旧	新
切の費用は委託者の負担とする。	切の費用は、 <u>委託者</u> の負担とする。
<p>第 15 条</p> <p>当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。</p> <p>(2) 貨物引渡に関し<u>争</u>があるとき</p>	<p>第 15 条</p> <p>当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。</p> <p>(2) 貨物引渡に関し<u>争い</u>があるとき</p>
<p>第 16 条</p> <p>当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ、<u>裁量</u>によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>	<p>第 16 条</p> <p>当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ<u>その裁量</u>によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>
<p>第 20 条</p> <p>当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条</p> <p>当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条 2 項</p> <p>前項の場合において損害額について<u>争</u>がある場合は、公平な第 <u>3</u> 者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条 2 項</p> <p>前項の場合において損害額について<u>争い</u>がある場合は、公平な第 <u>三</u> 者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 25 条</p> <p>当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾 (<u>千葉、京浜、清</u></p>	<p>第 25 条</p> <p>当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾 (<u>千葉、京浜、名</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>水、名古屋、四日市、大阪、神戸、<u>関門、博多</u>) については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>	<p>古屋、四日市、大阪、神戸、<u>関門、博多</u>) については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（新潟港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 11 条 当社は、必要と認めるときは、貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。</p>	<p>第 11 条 当社は、必要と認めるときは、<u>便宜</u>貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争い<u>い</u>があるとき</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 16 条 当社は、<u>充分</u>且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>	<p>第 16 条 当社は、<u>十分</u>且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ<u>その</u>裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、清水、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般</u>財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（鹿島港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p> <p>2項 前項の掲示及び<u>広告</u>をした場合において、掲示及び<u>広告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、<u>通知</u>又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>2項 前項の掲示及び<u>公告</u>をした場合において、掲示及び<u>公告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、<u>左</u>に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p> <p>第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り、前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、<u>下</u>に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p> <p>第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第5条 受託貨物<u>は、貨物</u>を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責に任じない。</u></p>
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼす<u>恐れ</u>のある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、<u>右</u>の処分によって終了する。</p> <p>第2項</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼす<u>おそれ</u>のある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、<u>上記</u>の処分によって終了する。</p> <p>第2項</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、<u>船舶</u>、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>
<p>第8条</p> <p>重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条</p> <p>重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を明告した場合の<u>他</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第10条第1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐えれる</u>に荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第1条第1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐えるように</u>荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第15条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第15条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第20条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第20条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第21条2項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第3者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第21条2項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第<u>三</u>者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。<u>ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（京浜港/千葉港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第1条第1項 <u>当会社</u>の<u>次に掲げる</u>営業は、この約款の定めるところによる。</p> <p>(1) 海上運送人に代って、貨物を荷受人に引渡し、又は船舶に積込むことのためにする港湾運送事業。</p> <p>(2) 委託者のための海上運送人から船側において貨物を受取り、又は海上運送人に対し船側において貨物を引渡すことのためにする港湾運送事業。</p> <p>第2項 この約款に定めていない事項は、法令・<u>慣習</u>又は関係船会社の海上運送約款、<u>若しくは当会社の営業規則</u>による。</p>	<p>第1条第1項 <u>当社</u>の<u>一般港湾運送事業に関する</u>営業は、この約款の定めるところによる。</p> <p>第2項 この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（<u>若しくは関係船会社の海上運送約款</u>）による。</p>
<p>第2条第1項 <u>当会社</u>が営業に関し通知又は催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ日本経済新聞に公告してこれに代える。</p> <p>第2項</p>	<p>第2条第1項 <u>当社</u>は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、<u>日刊の日本経済新聞</u>に公告してこれに代える。</p> <p>第2項</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>前項の掲示及び公告をした場合、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は了知されたものとみなす。</p>	<p>前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第3条第1項 <u>委託者が陸揚又は船積を委託しようとするときは、当会社所定の申込書に要項を記入し必要書類を添えて提出するものとする。</u></p> <p>第2項 <u>ただし、申込書は之に準ずる書類をもって代えることができる。</u></p> <p>第3項 <u>不完全な又は不実な記載から生ずることあるべき結果については、当会社はその責に任じない。</u></p>	<p>第3条第1項 <u>受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終わる。</u></p> <p>第2項 <u>当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。</u></p>
<p>第4条 <u>いづれの側からも書面を以て確認されない口頭、電話による委託、若しくはその他の通知の遵守については、当会社は担保しない。</u></p>	<p>第4条 <u>委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積</u></p> <p><u>(2) 仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
	<p><u>(3) 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先</u></p> <p><u>(4) 荷送人の氏名又は商号及び住所</u></p> <p><u>(5) 作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所</u></p> <p><u>(6) 運賃諸掛金支払方法その他の条件</u></p> <p><u>(7) B/L作成枚数その他B/Lに関する指示</u></p> <p><u>(8) その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図</u></p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、委託がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</u></p>
<p>第5条第1項</p> <p><u>受託貨物に対する当会社の責任は、船舶又は陸上において当該貨物を受取ったときに始まり、有姿の儘その陸揚引渡又は船積をしたときに終る。</u></p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>当会社は取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、副荷印、番号及び価額についてはその責に任</u> <u>じない。</u></p>	<p>第5条</p> <p><u>受託貨物を受取る権原を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第6条 <u>委託貨物の引受又は引渡は、当会社所定の荷捌場において行う。ただし、委託者の求め又は当会社の都合によりこれを変更することがある。</u></p>	<p>第6条 <u>受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を通知した場合の外、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</u></p>
<p>第7条 <u>当会社の都合により、委託者の承諾を得ないで貨物の運送方法を選択し、又は混載、混蔵をすることができる。</u></p>	<p>第7条第1項 <u>爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを通知した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</u></p> <p>第2項 <u>前項の通知がなかった場合における当該貨物の滅失、損傷その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
	<p><u>無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</u></p> <p><u>第3項</u></p> <p><u>当社が第1項の通知を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</u></p>
<p>第8条</p> <p><u>当社は委託者からの委託がなければ、運送中又は上屋、野積場及び物揚場に蔵置中の貨物に対して火災その他の損害保険を附しない。</u></p>	<p>第8条</p> <p><u>重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に通知した場合の外、当該貨物の滅失、損傷その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</u></p>
<p>第9条</p> <p><u>当社が必要と認めたときは、適宜貨物の荷造を補修し、又は改装することがある。この場合因って生じた一切の費用は委託者又は荷受人の負担とする。</u></p>	<p>第9条</p> <p><u>紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を通知した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 10 条 <u>受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当社は特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生じた損害についてはその責に任じない。</u></p>	<p>第 10 条第 1 項 <u>委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない</u> 第 2 項 <u>当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。</u></p>
<p>第 11 条第 1 項 <u>爆発、発火、引火又は腐蝕性のあるもの、臭気を発散し又は液汁を滲出するもの、腐敗し易いもの、有毒性のもの等一般に危険性又は加害性がある、他の貨物、船舶、財産又は人畜に危害を及ぼす虞れのある貨物については、委託者はその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ予め当会社に明告しなければならない。</u> 第 2 項 <u>前項の明告がなかった場合、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の損害費用、罰金及び責任は故意又は過失の有無に拘</u></p>	<p>第 11 条 <u>当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p><u>らず委託者が負担しなければならない。</u></p> <p><u>第3項</u></p> <p><u>当会社が第1項の明告を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその虞れがあると認めた場合は、廃棄その他適宜の処分をすることができる。</u></p> <p><u>この場合貨物に対する当会社の一切の責任は右の処分によって終了し、この処分に要した費用は委託者又は荷受人の負担とする。</u></p>	
<p><u>第12条第1項</u></p> <p><u>重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ予めこれを当会社に明告しなければならない。</u></p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>前項の明告がなかった場合は、前条第2項の規定を準用する。</u></p>	<p><u>第12条</u></p> <p><u>貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。但し、委任者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。</u></p>
<p><u>第13条</u></p> <p><u>紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の貴重品又は高価品に対しては、委託者がその中品の品名及び価額を明告した場合の外、当会社はいかなる損害があっても賠償の責に任じない。</u></p>	<p><u>第13条</u></p> <p><u>何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 14 条第 1 項 <u>受託貨物は、貨物を受取る権原を有することを証する書類と引換えでなければその引渡をしない。</u></p> <p>第 2 項 <u>前項書類の提示がないときは、貨物の点検、見本摘出等の求めに応じない。</u></p>	<p>第 14 条 <u>当社は、下記の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。</u></p> <p><u>(1) 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。</u> <u>(2) 委託者から特別の負担を求められたとき。</u> <u>(3) 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。</u></p>
<p>第 15 条 <u>当社は運賃、料金及び立替金その他の費用の支払を受けるまでは、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても、当社はその責に任じない。</u></p>	<p>第 15 条 <u>当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること</u></p> <p><u>(1) 荷受人を確知し得ないとき。</u> <u>(2) 貨物引渡に関し争いがあるとき</u> <u>(3) 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。</u> <u>(4) 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。</u></p>
<p>第 16 条 <u>当社は異議なく貨物を引渡した後はその貨物については如何なる責にも任じない。</u></p>	<p>第 16 条 <u>当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 17 条 <u>当会社は次の場合港湾運送の引受を拒否することがある</u> <u>(1) 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは</u> <u>善良な風俗に反する虞れのあるとき。</u> <u>(2) 貨物の荷造が不完全であるとき及び荷札又はこれ</u> <u>に代る標示が不備なとき。</u> <u>(3) その他港湾運送の引受を拒否する正当な事由があ</u> <u>るとき。</u></p>	<p>第 17 条 <u>当社は、別段の指図が書面により明らかにされていない</u> <u>ときは、他の貨物と混載することができる。</u></p>
<p>第 18 条 <u>当会社は次の場合、荷受人の危険と費用において貨物を</u> <u>倉庫営業者に寄託することができる。</u> <u>(1) 荷受人を確知し得ないとき。</u> <u>(2) 貨物引渡に関し争があるとき。</u> <u>(3) 荷受人が貨物の受取りを拒み又は 1 ヶ月以上引取</u> <u>を請求しないとき。</u> <u>(4) その他已むを得ない事由によって貨物の引渡がで</u> <u>きないとき。</u></p>	<p>第 18 条 <u>当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間</u> <u>は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。</u> <u>この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に</u> <u>任じない。</u></p>
<p>第 19 条 <u>当会社は、次の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、引</u> <u>渡遅延その他の損害又は他の貨物、船舶、財産若しくは人</u> <u>畜に及ぼした一切の損害については賠償の責に任じな</u></p>	<p>第 19 条第 1 項 <u>当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使</u> <u>用人の故意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に</u> <u>限る。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p><u>い。</u></p> <p><u>(1) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することができない事故及び検疫その他法律、命令、規則等の執行。</u></p> <p><u>(2) 戦争、事変、変乱、同盟怠業、事業場閉鎖、船混みその他の事由による港湾及び港湾施設の混雑その他これに準ずる事由。</u></p> <p><u>(3) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さびその他類似の事由。</u></p> <p><u>(4) 貨物の性質又は瑕疵。</u></p> <p><u>(5) 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故。</u></p> <p><u>(6) 委託者の故意又は過失。</u></p> <p><u>(7) 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備。</u></p> <p><u>(8) 本船荷役用具の不備、本船又は沿岸における荷役用具若しくは運送用具に潜在する瑕疵。</u></p> <p><u>(9) 荷役中の降雨、荒天又は高波浪。</u></p> <p><u>(10) 粉れ揚り、揚違い、積残り、盗難。</u></p> <p><u>(11) 保険に付せられた危険。</u></p>	<p><u>第2項</u></p> <p><u>当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</u></p> <p><u>第3項</u></p> <p><u>前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 20 条第 1 項 <u>当社が賠償の責に任ずる損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって直接に生じたものに限る。</u></p> <p>第 2 項 <u>当社が当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</u></p> <p>第 3 項 <u>前項の証明が事実上又は条理上不能と認められる場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明しなければならない。</u></p>	<p>第 20 条 <u>当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、損傷、延着については損害賠償の責に任じない。</u></p> <p><u>(1) 委託者の故意又は過失</u></p> <p><u>(2) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行</u></p> <p><u>(3) 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業所閉鎖、その他これに準ずる事由</u></p> <p><u>(4) 貨物の性質又は瑕疵</u></p> <p><u>(5) 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備</u></p> <p><u>(6) 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵</u></p> <p><u>(7) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由</u></p> <p><u>(8) 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故</u></p> <p><u>(9) 荷役中の降雨、荒天又は高波浪</u></p> <p><u>(10) 保険に付せられた危険</u></p>
<p>第 21 条第 1 項 <u>当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、<u>当社は送状に記載された価額又は委託者が明</u></u></p>	<p>第 21 条第 1 項 <u>当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは<u>当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告し</u></u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>示した価額を限度として損害の<u>程度</u>に応じこれを賠償する。</p> <p>第2項 前項の場合、<u>損害額</u>について争が<u>生じたとき</u>は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>た価額を限度として損害<u>実額</u>を賠償する。</p> <p>第2項 前項の場合<u>において</u>損害額について争い<u>がある場合は</u>、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第22条 <u>当社は委託を受けた港湾運送に対しては、運輸省に届てた運賃及料金を収受するものとし、運送を引請けたときその概算額を申受け、運送完了の際これを清算する。ただし、支払時期については特約のある場合はこの限りではない。</u></p>	<p>第22条 <u>当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。</u></p>
<p>第23条 <u>当社の責めに帰さない港湾運送の変更、取消等の場合に要した費用は委託者の負担とする。</u></p>	<p>第23条 <u>当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない</u></p>
<p>第24条 <u>委託者又は荷受人は、この港湾運送約款を承認し、且つこれに同意したものとする。</u></p>	<p>第24条 <u>当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
	<p><u>第 25 条</u> <u>当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>
	<p><u>第 26 条</u> <u>第 7 条第 1 項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受ける。</u></p> <p><u>第 2 項</u> <u>第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。</u></p>
	<p><u>第 27 条</u> <u>委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。</u></p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（三河港）

（以下、変更がない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、<u>通知</u>又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p>
<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、<u>左</u>に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p>	<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、<u>下</u>に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p>
<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責に任じない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその<u>恐れ</u>があると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその<u>おそれ</u>があると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価格</u>を<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価額</u>を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第10条第1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐え<u>れる</u>ように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p> <p>第2項 当社は、荷造が<u>十分</u>でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。</p>	<p>第10条第1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p> <p>第2項 当社は、荷造が<u>充分</u>でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 19 条第 2 項 当社が、当社又はその使用人故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</p>	<p>第 19 条第 2 項 当社が、当社又はその使用人<u>の</u>故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</p>
<p>第 20 条 当社が、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社<u>は</u>、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第 <u>3</u> 者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第<u>三</u>者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。<u>ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（名古屋港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に公示してこれに代える。 2.前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、<u>通知</u>又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に公告してこれに代える。 2.前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。 第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り、<u>前項</u>の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、<u>下</u>に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。 第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でな</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でな</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>ければその引渡をしない。</p>	<p>ければその引渡をしない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>にした場合の<u>他</u>、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責に任じない</u>。</p>
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の<u>損害</u>並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼし</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその<u>恐れ</u>があると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその<u>おそれ</u>があると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、<u>又は</u>人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第10条第2項 当社は、荷造が<u>十分</u>でないとした貨物であっても取扱上支</p>	<p>第10条第2項 当社は、荷造が<u>充分</u>でないとした貨物であっても取扱上支</p>

【新旧対照表】

旧	新
障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。	障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。
<p>第 15 条</p> <p>当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること</p> <p>(2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条</p> <p>当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること</p> <p>(2) 貨物引渡に関し争いがあるとき</p>
<p>第 16 条</p> <p>当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>	<p>第 16 条</p> <p>当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ<u>その</u>裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>
<p>第 19 条第 2 項</p> <p>当社が、当社又はその使用人故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</p>	<p>第 19 条 2 項</p> <p>当社が、当社又はその使用人<u>の</u>故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</p>
<p>第 20 条</p> <p>当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条</p> <p>当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 2 項</p> <p>前項の場合において損害額について争いがある場合は、公平な第 <u>3</u> 者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項</p> <p>前項の場合において損害額について争いがある場合は、公平な第 <u>三</u> 者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 24 条</p>	<p>第 24 条</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、<u>旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）</u>については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（四日市港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、<u>通知</u>又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責</u>に任じない。</p>
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の<u>他</u>、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の<u>外</u>、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えられるに荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐えるように</u>荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争い<u>が</u>あるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、<u>旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）</u>については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾</p>

【新旧対照表】

旧	新
進協議会にこれを支払うものとする。	労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として <u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u> にこれを支払うものとする。

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（敦賀港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第1条第2項 この約款に定め<u>ない</u>事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。</p>	<p>第1条第2項 この約款に定め<u>てい</u>ない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。</p>
<p>第3条第1項 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終る</u>。</p>	<p>第3条第1項 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終わる</u>。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当</u>社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その</u>責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、<u>美術骨董品</u>等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価格</u>を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、<u>美術骨董品</u>等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価額</u>を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。<u>ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（大阪港/阪南港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>広告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>広告</u>をした場合において、掲示及び<u>広告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>公告</u>をした場合において、掲示及び<u>公告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第3条第1項 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終る</u>。</p>	<p>第3条第1項 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終わる</u>。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責</u>に任じない。</p>
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価格</u>を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価額</u>を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>たえる</u>ように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐える</u>ように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 1 項 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として実額を賠償する。 第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 1 項 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として<u>損害実額</u>を賠償する。 第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、<u>旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）</u>については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（神戸港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>広告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>広告</u>をした場合において、掲示及び<u>広告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>公告</u>をした場合において、掲示及び<u>公告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第3条第1項 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終る</u>。</p>	<p>第3条第1項 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終わる</u>。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 5 条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第 5 条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>
<p>第 6 条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第 6 条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責</u>に任じない。</p>
<p>第 7 条第 1 項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第 2 項</p>	<p>第 7 条第 1 項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第 2 項</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価格</u>を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価額</u>を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>たえる</u>ように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第 10 条第 1 項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に<u>耐える</u>ように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 1 項 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として実額を賠償する。 第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 1 項 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として<u>損害実額</u>を賠償する。 第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、<u>旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）</u>については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（姫路港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終る。</p>	<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終<u>わる</u>。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当</u>社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価格</u>を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価額</u>を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、<u>旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）</u>については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（境港）

（以下、変更がない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当</u>社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第10条第1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、<u>運輸</u>距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第10条第1項 委託者は、貨物の性質、重量、容積、<u>運送</u>距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第11条 当社は、必要と認めるときは、貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は委託者の負担とする。</p>	<p>第11条 当社は、必要と認めるときは、<u>便宜</u>貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。 (2) 貨物引渡に関し争があるとき。</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。 (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき。</p>
<p>第 16 条 当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>	<p>第 16 条 当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ<u>その</u>裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、<u>清水</u>、名古屋、四日市、大阪、神戸、関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人</u>港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（水島港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終る。</p>	<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終わる</u>。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当</u>社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに<u>明告</u>し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに<u>通知</u>し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 24 条 当社は委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。<u>ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（福山港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第1条第1項 <u>当社の次に掲げる</u>営業は、この約款の定めるところによる。</p> <p><u>（1）海上運送人に代って、貨物を荷受人に引渡し、又は船舶に積込むことのためにする港湾運送事業。</u></p> <p><u>（2）委託者のために海上運送人から船側において貨物を受取り、又は海上運送人に対し船側において貨物を引渡すことのためにする港湾運送事業。</u></p> <p>第2項 この約款に定めていない事項は、法令・<u>慣習又は関係船会社の海上運送約款、若しくは当社の営業規則</u>による。</p>	<p>第1条第1項 <u>当社の一般港湾運送事業に関する</u>営業は、この約款の定めるところによる。</p> <p>第2項 この約款に定めていない事項は、法令<u>又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）</u>による。</p>
<p>第2条第1項 当社が営業に関し通知又は催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ<u>中国新聞に広告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、<u>日刊の日本経済新聞に公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>前項の掲示及び公告をした場合、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は了知されたものとみなす。</p>	<p>前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p><u>第3条第1項</u> 委託者が陸揚又は船積を委託しようとするときは、当会社所定の申込書に要項を記入し、必要書類を添えて提出するものとする。</p> <p><u>第2項</u> ただし、申込書は之に準ずる書類をもって代えることができる。</p> <p><u>第3項</u> 不完全な又は不実な記載から生ずることあるべき結果については、当会社はその責に任じない。</p>	<p><u>第3条</u> 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終わる。</p> <p><u>第2項</u> 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。</p>
<p><u>第4条</u> いずれの側からも書面を以て確認されない口頭・電話による委託、若しくはその他の通知の遵守については、当会社は担保しない。</p>	<p><u>第4条</u> 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p> <p><u>(1) 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積</u></p> <p><u>(2) 仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
	<p><u>(3) 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先</u></p> <p><u>(4) 荷送人の氏名又は商号及び住所</u></p> <p><u>(5) 作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所</u></p> <p><u>(6) 運賃諸掛金支払方法その他の条件</u></p> <p><u>(7) B/L作成枚数その他B/Lに関する指示</u></p> <p><u>(8) その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図</u></p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、委託がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</u></p>
<p>第5条第1項</p> <p><u>受託貨物に対する当会社の責任は、船舶又は陸上において当該貨物を受取ったときに始まり、有姿の儘その陸揚引渡又は船積をしたときに終る。</u></p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>当会社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、副荷印、番号及び価額についてはその責に任</u> <u>じない。</u></p>	<p>第5条</p> <p><u>受託貨物を受取る権原を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第6条 <u>委託貨物の引受又は引渡は、当会社所定の荷捌場において行う。ただし、委託者の求め又は当会社の都合によりこれを変更することがある。</u></p>	<p>第6条 <u>受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を通知した場合の外、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</u></p>
<p>第7条 <u>当会社の都合により、委託者の承諾を得ないで、貨物の運送方法を選択し、又は混載、混蔵をすることができる。</u></p>	<p>第7条第1項 <u>爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを通知した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</u></p> <p>第2項 <u>前項の通知がなかった場合における当該貨物の滅失、損傷その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
	<p><u>無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</u></p> <p><u>第3項</u></p> <p><u>当社が第1項の通知を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</u></p>
<p>第8条</p> <p><u>当社は委託者からの委託がなければ、運送中又は上屋、野積場及び物揚場に蔵置中の貨物に対して火災その他の損害保険を附しない。</u></p>	<p>第8条</p> <p><u>重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に通知した場合の外、当該貨物の滅失、損傷その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</u></p>
<p>第9条</p> <p><u>当社が必要と認めた時は、適宜貨物の荷造を補修し、又は改装することがある。この場合因って生じた一切の費用は委託者又は荷受人の負担とする。</u></p>	<p>第9条</p> <p><u>紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を通知した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 10 条 <u>受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当会社は特別の注意、特別の取扱をしなかったことによって生じた損害についてはその責に任じない。</u></p>	<p>第 10 条第 1 項 <u>委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</u></p> <p>第 2 項 <u>当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。</u></p>
<p>第 11 条第 1 項 <u>爆発、発火、引火又は腐蝕性のあるもの、臭気を発散し又は液汁を滲出するもの、腐敗し易いもの、有毒性のもの等一般に危険性又は加害性がある、他の貨物、船舶、財産又は人畜に危害を及ぼす虞れのある貨物については、委託者はその種類、品名、数量及び特質、その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ予め当会社に明告しなければならない。</u></p> <p>第 2 項 <u>前項の明告がなかった場合、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の損害費用、罰金及び責任は故意又は過失の有無に拘</u></p>	<p>第 11 条 <u>当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p><u>らず委託者が負担しなければならない。</u></p> <p><u>第3項</u></p> <p><u>当会社が第1項の申告を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその虞れがあると認めた場合は、廃棄その他適宜の処分をすることができる。</u></p> <p><u>この場合貨物に対する当会社の一切の責任は右の処分によって終了し、この処分に要した費用は委託者又は荷受人の負担とする。</u></p>	
<p><u>第12条第1項</u></p> <p><u>重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ予めこれを当会社に申告しなければならない。</u></p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>前項の申告がなかった場合は、前条第2項の規定を準用する。</u></p>	<p><u>第12条</u></p> <p><u>貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。但し、委任者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。</u></p>
<p><u>第13条</u></p> <p><u>紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の貴重品又は高価品に対しては、委託者がその中品の品名及び価額を申告した場合の外、当会社はいかなる損害があっても賠償の責に任じない。</u></p>	<p><u>第13条</u></p> <p><u>何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 14 条第 1 項 <u>受託貨物は、貨物を受取る権原を有することを証する書類と引換えでなければその引渡をしない。</u></p> <p>第 2 項 <u>前項書類の提示がないときは、貨物の点検、見本摘出等の求めに応じない。</u></p>	<p>第 14 条 <u>当社は、下記の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。</u></p> <p><u>(1) 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。</u> <u>(2) 委託者から特別の負担を求められたとき。</u> <u>(3) 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。</u></p>
<p>第 15 条 <u>当社は運賃、料金及び立替金その他の費用の支払を受けるまでは、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても、当社はその責に任じない。</u></p>	<p>第 15 条 <u>当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することが出来る。</u></p> <p><u>(1) 荷受人を確知し得ないとき。</u> <u>(2) 貨物引渡に関し争いがあるとき</u> <u>(3) 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。</u> <u>(4) 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。</u></p>
<p>第 16 条 <u>当社は異議なく貨物を引渡した後はその貨物については如何なる責にも任じない。</u></p>	<p>第 16 条 <u>当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 17 条 <u>当社は次の場合港湾運送の引受を拒否することがある。</u> <u>(1) 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する虞れのあるとき。</u> <u>(2) 貨物の荷造が不完全であるとき及び荷札又はこれに代る標示が不備なとき</u> <u>(3) その他港湾運送の引受を拒否する正当な事由があるとき</u></p>	<p>第 17 条 <u>当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。</u></p>
<p>第 18 条 <u>当社は次の場合、荷受人の危険と費用において貨物を倉庫営業者に寄託することができる。</u> <u>(1) 荷受人を確知し得ないとき。</u> <u>(2) 貨物引渡に関し争いがあるとき。</u> <u>(3) 荷受人が貨物の受取を拒み又は 1 ヶ月以上引取を請求しないとき。</u> <u>(4) その他已むを得ない事由によって貨物の引渡ができないとき。</u></p>	<p>第 18 条 <u>当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。</u> <u>この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に任じない。</u></p>
<p>第 19 条 <u>当社は、次の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、引渡遅延その他の損害又は他の貨物、船舶、財産若しくは人</u></p>	<p>第 19 条第 1 項 <u>当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p><u>畜に及ぼした一切の損害については賠償の責に任じない。</u></p> <p><u>(1) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することができない事故及び検疫その他の法律、命令、規則等の執行。</u></p> <p><u>(2) 戦争、事变、変乱、同盟怠業、事業場閉鎖、船混みその他の事由による港湾及び港湾施設の混雑その他これに準ずる事由。</u></p> <p><u>(3) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さびその他類似の事由</u></p> <p><u>(4) 貨物の性質又は瑕疵。</u></p> <p><u>(5) 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故。</u></p> <p><u>(6) 委託者の故意又は過失。</u></p> <p><u>(7) 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備。</u></p> <p><u>(8) 本船荷役用具の不備、本船又は沿岸における荷役用具若しくは運送用具に潜在する瑕疵。</u></p> <p><u>(9) 荷役中の降雨、荒天又は高波浪。</u></p> <p><u>(10) 粉れ揚り、揚違い、積残り、盗難。</u></p> <p><u>(11) 保険に附せられた危険。</u></p>	<p><u>限る。</u></p> <p><u>第2項</u> <u>当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</u></p> <p><u>第3項</u> <u>前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p><u>第 20 条第 1 項</u> <u>当社が賠償の責に任ずる損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって直接に生じたものに限る。</u></p> <p><u>第 2 項</u> <u>当社が当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。</u></p> <p><u>第 3 項</u> <u>前項の証明が事実上又は条理上不能と認められる場合は、委託者が当社又は使用人の故意又は重大な過失を証明しなければならない。</u></p>	<p><u>第 20 条</u> <u>当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、損傷、延着については損害賠償の責に任じない。</u></p> <p><u>(1) 委託者の故意又は過失</u></p> <p><u>(2) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行</u></p> <p><u>(3) 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業所閉鎖、その他これに準ずる事由</u></p> <p><u>(4) 貨物の性質又は瑕疵</u></p> <p><u>(5) 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備</u></p> <p><u>(6) 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵</u></p> <p><u>(7) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由</u></p> <p><u>(8) 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故</u></p> <p><u>(9) 荷役中の降雨、荒天又は高波浪</u></p> <p><u>(10) 保険に付せられた危険</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 21 条第 1 項 <u>当会社</u>の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、<u>当会社</u>は送状に記載された価額又は委託者が<u>明示した価格</u>を限度として損害の<u>程度に応じこれを賠償する</u>。</p> <p>第 2 項 前項の場合、<u>損害額について争いが生じたときは</u>、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 1 項 <u>当社</u>の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは<u>当社</u>は、<u>送状に記載された価額又は委託者が申告した価額</u>を限度として損害<u>実額</u>を賠償する。</p> <p>第 2 項 前項の場合<u>において損害額について争いがある場合は</u>、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 22 条 <u>当会社は委託を受けた港湾運送に対しては、国土交通省に届出た運賃及料金を収受するものとし、運送を引受けたときその概算額を申受け、運送完了の際これを清算する。ただし、支払時期については特約のある場合はこの限りではない。</u></p>	<p>第 22 条 <u>当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。</u></p>
<p>第 23 条 <u>当会社の責に帰さない港湾運送の変更、取消等の場合に要した費用は委託者の負担とする。</u></p>	<p>第 23 条 <u>当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない</u></p>
<p>第 24 条 <u>委託者又は荷受人は、この港湾運送約款を承認し、且つこれに同意したものとする。</u></p>	<p>第 24 条 <u>当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
	<p>第 25 条 <u>当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>
	<p>第 26 条 <u>第 7 条第 1 項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受ける。</u></p> <p>第 2 項 <u>第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。</u></p>
	<p>第 27 条 <u>委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。</u></p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（尾道系崎港）

（以下、変更がない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し<u>争い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 21 条 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、<u>清水</u>、名古屋、四日市、大阪、神戸、関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般</u>財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（徳山下松港）

（以下、変更がない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公示</u>してこれに代える。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責に任じない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第10条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、<u>運輸距離</u>等に応じて運送に耐えるように荷造りをし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>	<p>第10条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、<u>運送距離</u>等に応じて運送に耐えるように荷造りをし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。</p>
<p>第11条 当社は、必要と認めるときは、貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は委託者の負担とする。</p>	<p>第11条 当社は、必要と認めるときは、<u>便宜</u>貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 16 条 当社は、十分且つ実行し得べき指示がないときは、委託者の利益に注意し<u>つつ裁量</u>によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>	<p>第 16 条 当社は、十分且つ実行し得べき指示がないときは、委託者の利益に注意し<u>つつその裁量</u>によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、<u>清水</u>、名古屋、四日市、大阪、神戸、関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、<u>関門</u>、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財</u>団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（関門港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>広告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>広告</u>をした場合において、掲示及び<u>広告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>公告</u>をした場合において、掲示及び<u>公告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当社は</u>、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、<u>その責に任じない。</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争<u>い</u>がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して運輸大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人</u>港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（博多港）

（以下、変更がない箇所は省略）

旧	新
<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>広告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>広告</u>をした場合において、掲示及び<u>広告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>	<p>第2条第1項 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に<u>公告</u>してこれに代える。</p> <p>第2項 前項の掲示及び<u>公告</u>をした場合において、掲示及び<u>公告</u>をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。</p>
<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終る。</p>	<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終わる</u>。</p>
<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p> <p>（3）荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物<u>到着通</u></p>	<p>第4条第1項 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。</p> <p>（3）荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物<u>到達通</u></p>

【新旧対照表】

旧	新
知先	知先
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委任</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権限</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>	<p>第5条 受託貨物を受取る<u>権原</u>を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当</u>社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価格</u>を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び<u>価額</u>を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 12 条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。但し、<u>委託者</u>の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。</p>	<p>第 12 条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。但し、<u>委任者</u>の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。 (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。 (2) 貨物引渡に関し争いがあるとき</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、延着については損害賠償の責に任じない。</p>
<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>	<p>第 21 条第 2 項 前項の場合において損害額について争いがある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。</p>
<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>運輸大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>	<p>第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して<u>国土交通大臣</u>に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。</p>
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、<u>旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）</u>については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として<u>一般財団法人港湾近代化促進協議会</u>にこれを支払うものとする。</p>

【新旧対照表】

港湾運送約款の変更に係る部分の新旧対照表（鹿児島港）

（以下、変更ない箇所は省略）

旧	新
<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終る。</p>	<p>第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に<u>終わる。</u></p>
<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>	<p>第4条第2項 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、<u>委託</u>がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。</p>
<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>明告</u>した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>	<p>第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を<u>通知</u>した場合の外、<u>当</u>社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>明告</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>明告</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>明告</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>	<p>第7条第1項 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを<u>通知</u>した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。</p> <p>第2項 前項の<u>通知</u>がなかった場合における当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p> <p>第3項 当社が第1項の<u>通知</u>を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>明告</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>毀損</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>	<p>第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に<u>通知</u>した場合の外、当該貨物の滅失、<u>損傷</u>その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。</p>
<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>明告</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>	<p>第 9 条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を<u>通知</u>した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。</p>
<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争があるとき</p>	<p>第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託すること (2) 貨物引渡に関し争<u>い</u>があるとき</p>
<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>毀損</u>、<u>延着</u>については損害賠償の責に任じない。</p>	<p>第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、<u>損傷</u>、<u>延着</u>については損害賠償の責に任じない。</p>

【新旧対照表】

旧	新
<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。</p>	<p>第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。<u>ただし、旧特定港湾（千葉、京浜、名古屋、四日市、大阪、神戸、 関門、博多）については、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。</u></p>